けんしんローンカード規定

けんしんローンカード(以下「カード」といいます。)を利用する場合は、けんしんキャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)によるほか、次により取扱います。

- 1. カードはATM(支払提携先設置分を含みます。)を使用してカードローン口座から当 座貸越金を借入れる場合に利用できます。
- 2. カードはATM (預入提携先設置分を含みます。) を使用してカードローン口座への当 座貸越金の返済をする場合に利用できます。
- 3. カード規定での「振込」は取扱いできません。
- 4. カード規定での「預金の預入れ、払戻し」は「当座貸越金の返済、借入れ」と読み替 えてください。
- 5. 借入金額は極度額以内とし、返済金額は貸越残高以内とします。
- 6. ATMが障害の場合は、けんしんキャッシュカード規定7. (ATM故障時等の取扱い) に準じ所定の払戻請求書または入金伝票に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出してください。
- 7. ローンカードの有効期限はローン契約に定める取引期限とします。ローン契約の取引 期限を延長したときは、カードの有効期限も自動的に延長します。
- 8. この規定に定めのない事項については、ローン契約により取扱います。

以上